

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和 6年12月 1日

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担当

電話 0237-43-8222 (月曜日～金曜日の8:45～17:45)
(土曜日の8:45～12:45)

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	山形ロイヤル病院 指定居宅介護支援事業所
所在地	山形県東根市大森二丁目3-6
介護保険指定番号	0671700706
通常のサービス提供地域	東根市・天童市・村山市・河北町

(2) 職員体制

	常勤	保有資格	兼務の有無
管理者	1名	介護福祉士	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	4名	社会福祉士(1)介護福祉士(4) 柔道整復師(1)	無

① 管理者は介護支援専門員の管理、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行います。

② 介護支援専門員は居宅介護サービス計画を作成します。

(3) 営業時間 月曜日～金曜日 8:45～17:45、土曜日 8:45～12:45

(4) 休日 日、祝祭日、12/30の12:45～1/3

(5) 緊急にご連絡を取りたい場合は 0237-43-8222 携帯へ転送

3. 居宅介護支援サービスが提供されるまでの流れと内容

相談を受ける場所 自宅、サービス事業所の相談室・会議室等

課題分析の方法 居宅サービス計画ガイドライン方式

① 重要事項及び契約内容をご確認いただき、契約の締結をします。

※計画しているサービス利用割合と事業所割合について、ご希望があれば別紙にて説明します。

② ご利用者・ご家族の状態の把握、解決すべき課題の抽出(アセスメント)を行います。

③ 居宅サービス計画の原案を作成をします。

※複数の居宅サービス事業者に関する情報を提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。

※当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が可能です。

※提供するサービスの目標、内容、留意点等について、ご利用者の希望や心身の状態を考慮した上で作成します。

④ 居宅サービス担当者との連絡調整を図ります。

※サービス担当者会議を開催し、サービスの担当者やご利用者本人・ご家族も参加し、意見交換を行い情報の共有を図ります。

⑤ 居宅サービス計画書について、ご利用者・ご家族の同意をいただいた上で交付します。

※交付(交付、同意、承諾、締結その他)について、一部電磁的方法で行ないます。

⑥ 居宅サービスの提供が開始されます。

⑦ 定期的に評価を行います。

※計画の内容がご利用者の希望に沿い、適切かどうか定期的に評価を行います。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当事業所の介護支援専門員が伺います。契約を締結したのち、サービスを提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合には終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

i 利用者が介護保険施設等に入所した場合

ii 利用者の要介護認定区分が「自立」、要支援1・2と認定された場合

④その他

利用者や家族などが当事業者や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させて頂く場合があります。

5. 居宅介護支援費

全額保険請求のため、自己負担はありません。

①基本料金

	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 i	45件未満	10,860円 /月	14,110円 /月
居宅介護支援費 ii	45件以上60件未満	5,440円 /月	7,040円 /月
居宅介護支援費 iii	60件以上	3,260円 /月	4,220円 /月

※サービス利用までに至らなかった場合でも、一連のケアマネジメント業務を行なった場合は居宅介護支援費を請求する場合があります。

②加算料金

加算の種類	料金	算定要件
初回加算	3,000円 /月	新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。
入院時情報連携加算 I	2,500円 /月	利用者が入院した日のうちに医療機関に対して必要な情報提供を行った場合。
入院時情報連携加算 II	2,000円 /月	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に医療機関に対して必要な情報提供を行った場合。
退院・退所加算 カンファレンス参加有	6,000円/連携1回	医療機関や介護保険施設等を退院、退所し、居宅サービス等を利用する場合において医療機関等の職員とカンファレンスを行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合。 ※2.3回の算定には、そのうち1回以上担当医等とのカンファレンスに参加する事が必要。
	7,500円/連携2回	
	9,000円/連携3回	
退院・退所加算 カンファレンス参加無	4,500円/連携1回	医療機関や介護保険施設等を退院、退所し、居宅サービス等を利用する場合において医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合。
	6,000円/連携2回	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円 /月2回まで	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

通院時情報連携加算	500円 /月	利用者の診察に同席。心身状況、生活環境等を医師又は歯科医師に伝える事、医師からの情報をケアプランに記録する事。
特定事業所医療介護連携加算	1.250円 /月	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。
ターミナルケアマネジメント加算	4.000円 /月	終末期の医療者やケア方針に関する利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上自宅を訪問し、主治医の助言を得つつ利用者の状態やサービスの必要性等の把握、支援を実施。又、24時間連絡がとれる体制を確保し、把握した利用者の心身状況等の記録を主治医及びケアプランに位置付けた居宅介護サービス事業者へ提供。 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行なっている。

特定事業所加算(Ⅱ) 4.210円 /月

※算定要件

- ・サービス提供の為、留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催すること。
- ・24時間連絡体制、必要時相談に応じる体制を確保していること。
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。
- ・主任介護支援専門員等を配置し、並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ・当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センターから支援の困難な事例を紹介された場合でも対応していること。
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等を実施していること。
- ・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等他制度に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・必要に応じて多様な主体が提供する支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- ・介護支援専門員実務研修に関する実習等の協力体制を確保していること。

6. 居宅介護支援の特徴等

運営の方針

- (1)当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- (2)事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
- (3)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

事業所相談窓口 電話 0237-43-8222 FAX 0237-43-8279
 苦情対応責任者 ・寺崎 弘樹
 苦情対応担当者 ・高橋 泰子 ・深瀬 善哉 ・東海林 貴和子 ・生田 祐美
 対応時間 月曜日～金曜日 8:45～17:45、土曜日 8:45～12:45

- (1). 市町村の相談窓口 ※ お住まいの市町村の介護保険担当窓口
- (2). 山形県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理室 電話0237-87-8006

8. サービス提供の記録

- ① 事業所は、指定居宅介護支援に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- ② 利用者は事業所の営業時間内に当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- ③ 利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

9. 事故発生時の対応

利用者に対し、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合には協議をし、損害賠償を行います。

10. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生し、生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師及び家族に連絡して必要な措置を講じます。

11. 秘密保持

- ①当事業所及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の個人情報を正当な理由なく、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。
- ②当事業所は、居宅介護支援にあたり、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 山形県東根市大森2丁目3番6号
名称 医療法人財団 明理会
代表者 理事長 中村 哲也 (印)

事業所

所在地 山形県東根市大森2丁目3番6号
名称 山形ロイヤル病院指定居宅介護支援事業所 (印)
説明者

私は、事業所から居宅介護支援について本書面を受領し、重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人

住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____ (印)